

# 一般社団法人日本木材学会定款（2009年12月13日案）

## 第1章 総 則

### （名称）

第1条 当法人は、一般社団法人日本木材学会（以下、学会という）と称する。英文名は、The Japan Wood Research Societyとし、略称はJWRSとする。

### （主たる事務所等）

第2条 当学会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 当学会は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

### （目的）

第3条 当学会は、木材をはじめとする林産物に関する学術および科学技術の振興を図り、社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第4条 当学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌および学術図書の刊行
- (2) 年次大会の開催
- (3) 調査および研究の実施ならびに受託
- (4) 講演会、シンポジウム、見学会、講習会などの開催
- (5) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (6) その他当学会の目的達成に必要な事業

### （事業年度）

第5条 当学会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

### （会員）

第6条 当学会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員：当学会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員：当学会の目的に賛同して入会した、大学、大学院等の正規の課程に在籍する学生
- (3) 賛助会員：当学会を賛助するために入会した個人または団体
- (4) 団体会員：当学会が発行する学会誌の購読を目的に入会した、学校、図書館、研究機関等の団体

(入会)

第7条 当学会に入会しようとする者は、会長に所定の入会申込書または電磁的記録を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員が団体の場合には、代表者の氏名を会長に届け出なければならない。

(会費)

第8条 会員は別に定める規程により会費を期日までに納めなければならない。

2 既納の会費はいかなる理由があっても返却しない。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届または電磁的記録を会長に届けることにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当学会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 当学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が1年以上なかったとき。

(2) 会員である個人が死亡（法律により死亡したとみなされた場合もしくは死亡と認定された場合を含む）または会員である団体が解散（法律により解散したものとみなされた場合を含む）したとき。

(3) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当学会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(正会員の権利)

第13条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法又は単に法という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当学会に対して行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

### 第3章 代議員

（代議員及び定数）

第14条 当学会に、40名以上100名以内の代議員を置く。代議員をもって、一般社団法人・財団法人法上の社員とする。

（代議員の選出）

第15条 代議員は、正会員による選挙により正会員から選出する。

- 2 代議員の選挙を行うために必要な規則は別に定める。
- 3 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

（代議員の職務・権限）

第16条 代議員は、総会に出席し、総会での議決権を有するものとする。

（代議員の任期）

第17条 代議員の任期は、選出後最初に開催される定時総会から2年後の定時総会の直前までとし、再任を妨げない。

2 前項の定めにかかわらず、代議員が総会決議の取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はその地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法63及び第70条）並びに定款変更（法第146条）についての議決権を有しないこととする。

3 代議員は、その辞任又は任期満了後でも、新たな代議員が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(代議員の解任)

第18条 代議員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 当学会の定款に違反したとき。
- (2) 当学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により代議員を解任しようとする場合は、当該代議員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により解任が議決されたときには、当該代議員にその旨を通知する。

(代議員の資格の喪失)

第19条 代議員である正会員が、第11条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失するものとする。

(代議員の報酬)

第20条 代議員は無報酬とする。

## 第4章 総 会

(構成)

第21条 当学会の総会は、代議員をもって構成し、一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(種類)

第22条 当学会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算（報告）
- (4) 入会の基準
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併および事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法に規定する事項

(開催)

第24条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集を決議したとき。

(2) 代議員の5分の1以上より、会議の目的とする事項を示して請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、代議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

5 理事会による招集の決議の後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合は、理事が総会を召集することができる。

6 前条第2項第2号の召集を請求した代議員は、一般社団・財団法人法第37条第2項に定める場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれにあたる。副会長が事故等による支障があるときは、その総会において、出席した代議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事又は代議員が、総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(総会規則)

第32条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

## 第5章 役員

(役員の種類)

第33条 当学会に、次の役員を置く。

理事 15名以上25名以内

監事 2名

2 理事の内1名を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。また、理事の内3名以内を副会長とし、5名以内を常任理事とする。

(役員を選任等)

第34条 理事及び監事は、別に定める規則に基づき、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事会において選任する。

3 監事は、理事又は事務局職員を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第35条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、当学会の業務の執行を決定する。

2 会長は、当学会を代表し、その業務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する理事がこれを代行するか、または理事の互選により代行者を決める。

5 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議により定められた業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 当学会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が当学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当学会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期等)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮できる。また、常任理事としての任期を除き、連続して6年を超えることができない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して6年を超えることができない。

3 増員又は補欠により就任したものの任期は、在任者又は前任者の残任期間とする。

4 役員は、その辞任又は任期満了後でも後任者の就任まで引続きその職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第38条 役員は、総会の議決により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

第39条 役員には報酬を支払うことができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

#### (取引の制限)

第40条 役員が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当学会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当学会との取引
- (3) 当学会とその役員との利益が相反する取引

2 前項の取引をした役員は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員)の損害賠償責任とその免除)

第41条 役員は、その任務を怠ったときは、一般社団・財団法人法第111条の規定に従い、当学会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定にかかわらず、役員)の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、総会の決議によって、その全部又は一部を免除することができる。

(参事及び顧問)

第42条 当学会に、若干名の参事及び顧問を置くことができる。

2 参事及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 参事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、当学会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第6章 理事会

(構成)

第43条 当学会に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、当学会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備 (理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当学会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度に原則として4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。



- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第36条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

#### (招集)

第46条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が召集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第47条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

#### (定足数)

第48条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (議決)

第49条 理事会の議事は、この定款に特別の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

#### (決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事会構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

第51条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

#### (議事録)

第52条 理事会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(理事会規則)

第53条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会等規程による。

## 第7章 財産および会計

(事業計画及び予算)

第54条 当学会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書並びに資金調達の見込みに関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決、承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第55条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第56条 当学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

2 当学会は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第57条 当学会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当学会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則等)

第58条 当学会の会計は、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当学会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(細則等)

第59条 当学会は、予算を適切に執行するための第54条から第58条を満足するための規程及び細則を設けることができる。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

第60条 この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上の議決により変更することができる。

### (合併)

第61条 当学会は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上の議決により他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の事業の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

### (解散)

第62条 当学会は、一般社団法人・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上の議決により解散することができる。

### (残余財産の帰属)

第63条 当学会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により当学会と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第9章 委員会および研究会

### (委員会)

第64条 当学会の事業の推進及び会務の執行上必要があるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

### (研究会)

第65条 当学会は、理事会の議決を経て、研究会をおくことができる。

## 第10章 事務局

### (設置及び事務局長等)

第66条 当学会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び若干名の事務員を置く。
- 3 事務局長および事務員は有給とすることができる。
- 4 事務局長および事務員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第67条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第68条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第68条 当学会は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な書類は、理事会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第69条 当学会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告方法)

第70条 当学会の公告は、電子公告による。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、事務所掲示公告の方法により行う。

## 第12章 附 則

(委任)

第71条 この定款に定めるもののほか、当学会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(設立当初の事業年度)

第72条 当学会の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の社員)

第73条 当学会の設立時の社員の氏名、住所は次のとおりである。

(会長および副会長の氏名と住所)

(代議員選出の特例)

第74条 当学会の設立後最初に選出される代議員は、第15条の規定にかかわらず、当学会設立時に任意団体日本木材学会の評議員、理事、参事、監事、常任委員であった者をもってそれに当てる。

2 当学会の設立後最初に選出される代議員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成22年度に関する定時総会の直前までとする。

3 第1項で選出された代議員が当該の役職を交代した場合は代議員を辞し、後任者が代議員となる。ただし、後任者の任期は前項の規程を適用する。

(設立時の役員)

第75条 当学会の設立時の役員の氏名、住所は次のとおりである。

2 当学会の設立時の役員の任期は、第37条第1項の規定にかかわらず、平成22年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(役員歴の継承)

第76条 第37条第1項及び第2項の規定の適用にあたっては、当学会設立以前の任意団体日本木材学会における役員歴も当学会における役員歴とみなす。

(入会の特例)

第77条 当学会の設立時に任意団体日本木材学会の正会員、学生会員、賛助会員、団体会員であった者は、第7条の規定は適用せず、それらの者の入会を認める理事会決議がなされたときに、任意団体日本木材学会におけるそれらの者の会員種別に従い、当学会の同一種別の会員となる。

(権利・義務の継承)

第78条 任意団体日本木材学会に属する権利及び義務の一切は、当学会が継承する。

(法令の準拠)

第79条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法、その他の法令に従う。

2010年3月 日

以上、一般社団法人日本木材学会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印する。

(会長および副会長の氏名、押印)